1　廃棄基準

全国学校図書館協議会の「全国学校図書館図書廃棄規準」を参考に，より使いやすく魅力的な図書館にするため，下記のいずれかの条件に該当する資料を廃棄の対象とする。なお，絶版本を含む貴重書，本校関係資料や郷土資料はこの限りではない。

① 記述されている内容・資料・表記等が古く，資料価値の失われたもの。

② 購入ないしは刊行から 20 年以上が経過し，資料価値の失われたもの。

③ 貸出状況を鑑み，今後の利用が見込めないもの。特に，他館において相互貸借が可能であるもの。

④ 資料選定基準に照らし合わせ，不当と判断されるもの。

⑤ 物理的な劣化（変色・ヤケなど）や，汚損・破損（水濡れ・汚れ・破れ・においなど）が激しく，修復や修理が困難あるいは不可能なもの。

⑥ 天災，火災，盗難などの不慮の災害により回収が不可能なもの。

⑦ 帯出者が亡失したもの。

⑧ ３年以上，所在が不明のもの。

2　留意事項

（1） 購入・寄贈いずれの手段によって収集された資料であっても，この廃棄基準は適応される。

（2） 除籍ならびに廃棄は，複数名で組織的に行う。特に，専門的な資料の除籍・廃棄については，図書課教職員のほか，各教科の教員の意見を参考とすること。

（3） 廃棄基準に準じ除籍した資料は，廃棄するほかに，必要に応じ継続して保管したり，校内希望者（教科，教職員，生徒の順で優先する）に還元したり，岡山県立図書館に移管したりするものとする。